

国民健康保険税の改正 軽減世帯を拡大・ 賦課限度額を改定

固税務課 ☎(50)1242

地方税法・地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の税制を次のとおり改定しました。7月に発送する今年度の納税通知書から変わります。

均等割額・平等割額の軽減世帯の拡大

所得の低い世帯に対する均等割額(一人ごとに負担する分)・平等割額(世帯ごとに負担する分)の軽減対象となる所得基準額を次のとおり改定し、国民健康保険税が軽減される対象世帯を拡大します。

■軽減対象となる所得基準額

	現行	改正後
2割軽減	33万円+47万円 ×被保険者数	33万円+48万円 ×被保険者数
5割軽減	33万円+26万円 ×被保険者数	33万円+26.5万円 ×被保険者数

賦課限度額の改定

	現行	改正後
基礎分	52万円	54万円
後期高齢者支援分	17万円	19万円
介護分	16万円	

※介護分は、40歳から65歳未満の加入者が賦課対象

国民健康保険税の 納税通知書を7月中旬に送付します

7月中旬に、国民健康保険税の内訳などを記載した納税通知書(現金納付、口座振替の世帯)または税額決定通知書(年金から天引きされる世帯)を世帯主宛てに送付します。

国民健康保険税は、7月から翌年2月までの8回に分けて納めていただきます。

なお、次のすべてに該当する場合は、国民健康保険税が年金から天引きとなり、個別に納める必要はありません(口座振替による選択納付の手続きをした場合を除きます)。

◇65歳から74歳までの加入者のみで構成されている世帯

◇世帯主の年金年額が18万円以上で、国民健康保険税と介護保険料の合算額が、年金額の2分の1を超えない世帯

市内在住の74歳以下の人は、国民健康保険以外の健康保険の加入資格がある人などを除き、すべて国民健康保険に加入しなければなりません。職場の健康保険から脱退した場合、国民健康保険への加入の届け出が必要です。

また、就職などで他の健康保険に加入したにもかかわらず、国民健康保険の保険証を使って診療を受けると、後日その医療費を返還することになります。加入と同様に脱退の届け出も忘れずお願います。各種届け出にはマイナンバーの記入が必要です。

なお、国民健康保険税は、加入義務が生じた月から課税されます。届け出が遅れ、過去の分から一度にまとめて納めることになると、大きな負担となります。

固国保の届け出・保険証
国民健康保険
市民課 ☎(50)1228
税務課 ☎(50)1242

国民健康保険の届け出

忘れていませんか?



■14日以内に届け出を

届け出の内容		届け出に必要なもの
入るとき	転入	転入の届け出のときに申し出をしてください
	職場の健康保険をやめた	資格喪失証明書などの退職年月日のわかる書類、写真付き本人確認書類
	子どもが生まれた	出生の届け出のときに申し出をしてください
	生活保護を受けなくなった	保護廃止決定通知書、写真付き本人確認書類
やめるとき	転出	市の保険証(転出の届け出のときに申し出をしてください)
	職場の健康保険に加入した	市の保険証、職場の保険証
	死亡	市の保険証(死亡の届け出のときに申し出をしてください)
	生活保護を受けようになった	市の保険証、保護開始決定通知書
その他	就学のためほかの市町村へ転出	市の保険証、在学証明書(入学許可証)
	世帯主、住所などが変わった	市の保険証(世帯主の変更には世帯員全員の保険証)
	保険証をなくした	写真付き本人確認書類

※写真付き本人確認書類…運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど

8月1日に「保険証」が更新されます

国民健康保険・後期高齢者医療保険の保険証が、8月1日に更新されます。

新しい保険証は、7月上旬から簡易書留で郵送します。手元に届いたら記載内容を確認してください。

■高齢受給者証一体型保険証

70歳から75歳到達(後期高齢者医療制度加入)までの人には、負担割合が記載された高齢受給者証一体型保険証を郵送します。

■有効期限の過ぎた保険証

現在の保険証は、有効期限が過ぎてから、個人情報に注意して破棄するか、市民課または支所の国民健康保険担当窓口へ返却してください。

国民健康保険や後期高齢者医療制度では、医療機関に支払う一部負担金が高額になる場合に減額される認定証を交付しています。入院や高額な外来診療の場合には、高額療養費として払い戻しを受ける必要がありますが、認定証を提示すれば限度額を超える分を支払う必要がなくなります。

新規で交付を受けるには

70歳未満で国民健康保険税を完納、または70歳以上の市民税非課税世帯で、該当する人は市役所、各支所の窓口で申請してください。

更新の時期が来ました

すでに交付されている限度額適用・減額認定証は、7月

地方税法改正で、猶予制度の見直しが行われ、「納税者の申請による換価の猶予制度」ができました。「災害・病気」や「事業の休止・事業上の著しい損失」などの理由により一時に納付することが困難な理由がある場合、申請すると一定期間、財産の換価の猶予を認められる場合があります。

市税の猶予制度

固税務課 ☎(50)1205

付することとなります。

■提出書類 申請書・納付困難な事実を証する書類、財産目録、収支明細書、担保提供書など

■猶予期間 1年以内

※他の市税に滞納がある場合には認められません

■担保の提供 猶予金額により担保の提供が必要

■申請期限 納期限から6カ月以内(納期限が平成28年4月1日以降の市税から適用)

限度額認定証で 医療費の窓口負担が軽減されます

固市民課 ☎(50)1228

31日(日)で有効期限が切れます。引き続き認定を受けるには8月1日(月)から31日(水)までに申請が必要です。

ただし、後期高齢者医療制度では、継続審査後、認定された場合は更新した認定証を保険証に同封しますので、申請は不要です。

新規・更新の手続きで 必要なもの

◇国民健康保険または後期高齢者医療保険の保険証
◇非課税世帯で過去12カ月に90日を超える入院をしている人は、日数を確認できる領収証など
◇限度額適用・減額認定証(現在お持ちの人)
◇印鑑